

平成 27 年 9 月 17 日

会 員 各 位

建設業労働災害防止協会富山県支部

車両系建設機械による死亡災害が発生

平成 27 年 9 月 10 日、滑川市の賃貸住宅建築工事現場において後進してきた油圧ショベルに作業員が轢かれ、作業員が 1 名死亡するという、痛ましい災害が発生いたしました。原因等については、現在、魚津労働基準監督署で調査中とのことです。

災害に会われた作業者のご家族、関係者にご冥福をお祈り申し上げます。

関係会社においても災害の発生は大きな損失となりますが、家族は欠け外のない方を突然失い、精神的、経済的に大きな痛手をこうむることとなります。

このような痛ましい災害を繰り返さないよう、関係事業場におかれましては、安全管理の徹底をお願いいたします。

発生現場写真（KNBニュースより）



安全のポイント

機械作業、人力作業が混在する現場においては、人力作業の作業員が重機に轢かれる、重機と構造物との間に挟まれる等の災害がこれまで数多く発生しています。

- ①重機作業と人力作業の作業区域を分けて作業を行なう。また、運行経路等の作業計画を関係労働者に周知する。
- ②誘導員を配置し、オペレータは誘導員の合図に従い運転する。
- ③作業開始前にKYを行い安全意識の高揚を図る。
- ④毎日の危険予知活動や作業計画を立てる段階においてリスクアセスメント等を実施し、危険性・有害性の低減を図る。

労働安全衛生法においては

作業計画《労働安全衛生規則第 155 条》

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行なわなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 1 使用する車両系建設機械の種類及び能力
- 2 車両系建設機械の運行経路
- 3 車両系建設機械による作業の方法

3 事業者は、第 1 項の作業計画を定めたときは、前項第 2 号及び第 3 号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

接触の防止《労働安全衛生規則第 158 条》

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りではない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項ただし書きの誘導者が行なう誘導に従わなければならない。